

商法 出題の意図

問題1

閉鎖会社における第三者割当新株発行の無効原因について、判例・通説を踏まえた検討を求める問題である。

新株発行の効力を争うためには、新株発行から一定期間内に、原告適格者が、新株発行無効確認訴訟を提起しなければならない（828条1項2号3号・2項2号3号）。

新株発行無効原因については会社法上の明文規定がないが、閉鎖会社の場合には「その性質上、会社の支配権に関わる持ち株比率の維持に係る既存株主の利益の保護を重視し、その意思に反する株式の発行は株式発行無効の訴えにより救済するのが会社法の趣旨」（最判平成24年4月24日民集66巻6号2908頁）とされ、適法な総会決議なしに行われた第三者割当による新株発行は無効であるというのが判例・通説の立場である。本件では、閉鎖会社による新株発行のために株主総会特別決議が必要であるところ（199②・309②（5））本件株式発行ではその手続きが満たされていない。

問題2

取締役の一般的義務規範が、取締役の行為の差止原因となるかについて、検討を求める問題である。一般的に法令違反は、差止原因（会社法360条）となる。しかし善管注意義務・忠実義務のような取締役の一般的な義務に関する法令の場合には、安易に差止め請求を認めると会社の業務を妨害しかねないこととなる。特に善管注意義務・忠実義務が問題となる場合には、事後的な責任追及場面においても経営判断原則などによって慎重な運用が求められる場面である。

上記のような問題意識に基づいて、「法令違反」（会社法360条1項）について検討することを求める。